

## 株式売渡請求の承認に係る公告

平成 29 年 4 月 13 日

各 位

大阪市北区梅田一丁目 3 番 1 - 400 号  
高 木 証 券 株 式 会 社  
代表取締役社長 吉 原 康 夫

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下「東海東京フィナンシャル・ホールディングス」といいます。）から、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定による株式売渡請求の通知を受け、平成 29 年 4 月 13 日開催の取締役会において、当該株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項、会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

### 記

#### 1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社  
住所：東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号

#### 2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

#### 3. 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

東海東京フィナンシャル・ホールディングスは、売渡株主に対し、売渡株式の対価（以下「株式売渡対価」といいます。）として、その有する売渡株式 1 株につき 270 円の割合をもって金銭を割当交付します。

#### 4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

平成 29 年 5 月 8 日

6. 上記の他、株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件

株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定する方法により（株式売渡対価の交付について東海東京フィナンシャル・ホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）売渡株主に対して株式売渡対価を支払うものとします。

以 上